



第3期 横芝光町 子ども・子育て支援事業計画

概要版

～ すこやかに 育て 親子を育むまち・横芝光 ～

令和7年3月
横芝光町

1 計画の策定にあたって

計画の背景

現在、全国的に核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、子育てに関する費用の高騰、出生数の減少など、子ども・子育て家庭を取り巻く社会環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が増大しており、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが求められています。

このため本町では、平成27年3月に「横芝光町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さらに、令和2年3月に「第2期横芝光町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

こうした流れを踏まえ、本町では、第2期計画を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「第3期横芝光町子ども・子育て支援事業計画(以下「本計画」という。)」を策定します。

計画の位置づけ



(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、これに即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めます。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は、時限立法だったところ延長され令和7年3月までとなっていました。次世代育成支援対策のさらなる推進・強化を図るため、再度延長され令和17年3月までとなっています。本町では、法律の有効期限の延長の趣旨を踏まえ、本計画を「次世代育成支援対策推進法」第8条に規定される「地域行動計画」の性格を持ち合わせるものとして位置づけます。

(3) 本町の関連計画に配慮した計画

本計画は、上位計画である「横芝光町総合計画」及びその他の関連計画、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

また、子ども・子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなど、あらゆる分野にわたるため、関連する各分野の計画と連携・整合を図ります。さらに、居住者獲得に向けて令和4年1月に策定した「空港機能強化を踏まえた新たな居住者獲得に向けた調査検討業務報告書」との整合を図ります。

(4)SDGs推進に向けた取組

横芝光町総合計画後期基本計画では、SDGsの考え方を取り入れつつ、誰もが安心して、いつまでも住み続けたいと思えるような町を実現できるよう、各種事業に取り組むこととしています。本計画においてもSDGsの考え方を取り入れます。

計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、社会経済状況の変化や国の動向、住民ニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画を見直します。

なお、本計画は今後、こども基本法(令和4年法律第77号)やこども大綱に基づく「市町村こども計画」に切り替えて策定します。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画					第3期子ども・子育て支援事業計画				

2 計画の基本的な考え方

計画の基本理念

すこやかに 育て 親子を育むまち・横芝光

子どもは社会の宝であり、次代の希望です。しかし、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増しており、少子高齢化や核家族化、人と人とのつながりの希薄化が進んでいます。こうした背景により、親が子育て力をつける機会が減少するとともに、地域における子育て力の低下が懸念されています。

本町では、子どもがいる世帯は、祖父母などとの同居世帯が比較的多く、家族や親戚間での子育ての助け合いが保たれているものの、核家族世帯の割合は高まっています。このため、今後は、こうした家族の結びつきを基本としながらも、すべての保護者が安心して子育てできるように、地域のあらゆる人たちの協力を得ながら、子どもと子育て家庭を地域全体で支える横芝光町を目指します。



基本課題と基本目標

本計画では、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」に関する部分を計画の【基本課題】とします。

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を引き継ぐものであり、【基本課題】以外の施策を推進するため、子ども、親、地域の視点から3つの【基本目標】を掲げます。

基本課題 1 乳幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保

基本課題 2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

基本目標 1 子ども～子ども自らの成長を支援するまちづくり～

基本目標 2 親～安心して産み、楽しく子育てできるまちづくり～

基本課題 3 地域～子どもや保護者の笑顔あふれるまちづくり～

3 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」（子ども・子育て支援法第61条第2項）です。本町では、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備状況等を総合的に勘案して、町全域を1つの提供区域とします。

基本課題 1 乳幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援法に基づく乳幼児期の特定教育・保育事業施設（保育所（園）・認定こども園）について、年度ごと、認定区分ごとに量の見込みに応じた提供体制を確保します。

町内では、認定こども園2か所（幼稚園型1か所、幼保連携型1か所）、認可保育所（園）6か所で事業を実施しています。



		3-5歳 学校教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要あり (2号認定)	0歳 保育の必要あり (3号認定)	1歳 保育の必要あり (3号認定)	2歳 保育の必要あり (3号認定)
令和7年度	①推計児童数(人)	359	359	88	90	101
	②量の見込み(人)	20	325	16	60	95
	確保 方策 認定こども園、保育所(園) (教育・保育施設)(人)	65	395	37	61	107
	③合計(人)	65	395	37	61	107
令和8年度	①推計児童数(人)	342	342	86	96	94
	②量の見込み(人)	20	310	16	60	90
	確保 方策 認定こども園、保育所(園) (教育・保育施設)(人)	65	395	37	61	107
	③合計(人)	65	395	37	61	107
令和9年度	①推計児童数(人)	325	325	83	94	100
	②量の見込み(人)	18	295	15	59	93
	確保 方策 認定こども園、保育所(園) (教育・保育施設)(人)	65	395	37	61	107
	③合計(人)	65	395	37	61	107
令和10年度	①推計児童数(人)	307	307	81	91	98
	②量の見込み(人)	16	280	15	59	92
	確保 方策 認定こども園、保育所(園) (教育・保育施設)(人)	65	395	37	61	107
	③合計(人)	65	395	37	61	107
令和11年度	①推計児童数(人)	305	305	77	89	95
	②量の見込み(人)	16	275	14	59	91
	確保 方策 認定こども園、保育所(園) (教育・保育施設)(人)	65	395	37	61	107
	③合計(人)	65	395	37	61	107

基本課題2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

国が規定する地域子ども・子育て支援事業について、年度ごと、認定区分ごとに量の見込みに応じた提供体制を確保します。本町では次の事業を実施します。

事業	単位	実績値	計画値				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	か所	1	1	1	1	1	1
延長保育事業	か所	6	6	6	6	6	6
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人	278	250	250	250	250	250
地域子育て支援拠点事業	か所	5	5	5	5	5	5
一時預かり事業 (認定こども園)	か所	1	1	1	1	1	1
一時預かり事業 (認定こども園以外)	人日	6,225	20	18	17	16	15
病児保育事業	か所	2	2	2	2	2	2
乳児家庭全戸訪問事業	人日	780	3	3	3	3	3
妊婦健康診査事業	か所	1	1	1	1	1	1
児童育成支援拠点事業	か所	1	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業	人	100	88	86	83	81	77
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	人	120	88	86	83	81	77
産後ケア事業	か所		1	1	1	1	1
	回		264	258	249	243	231
	か所		0	1	1	1	1
	人		132	129	125	122	116

教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の推進について

認定こども園は幼稚園及び保育所(園)の機能を併せ持ち、学校教育、保育、子育て支援を総合的に提供することができるとともに、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設です。

本町では、認定こども園として幼稚園型1か所、幼保連携型1か所を開設しています。

今後も、子育て世代における保護者の利用動向や地域のニーズ等にかんがみ、学校教育・保育の一体的提供を推進します。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育について

子どもの最善の利益を第一に考え、就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、幼保連携に関する研修や、視察等を通じ、教育・保育の質の向上に努めます。

また、関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

(3) 外国につながる幼児への支援・配慮について

地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえつつ、翻訳機等を活用した子ども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組むとともに、教育・保育施設等に対する支援策を検討します。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

給付の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じて保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きについて検討します。

幼保小連携の推進に関する体制の確保

認定こども園、保育所(園)の教諭や保育士が交流事業等を通じ、関係者の共通理解を図ることとで一貫した教育・保育の指導を推進します。

また、就学前から小学校への円滑な接続を目指し、保育所(園)・認定こども園・小学校が連携し、小学校への体験入学や幼児・児童の相互訪問等を通じて、幼児・児童の豊かな社会性を育むよう、連携強化に向けて関係機関との調整を行います。

4 子育て支援施策の展開

基本目標 1 子ども～子ども自らの成長を支援するまちづくり～

子どもは愛され慈しみ育まれるべき存在であり、一人ひとりの個性と主体性を認め、可能性を伸ばし、尊厳を保ちながら育っていくことが重要です。また、次代の担い手として、成長にあわせて心身の健康を育むとともに、学びや遊び、さまざまな体験やふれあいにより、豊かな心と自立する力を育むことが必要です。

子どもの幸せを第一に考え、子どもが最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取組を進めます。

目 標	施 策
〔目標1〕子どもの権利の尊重	① 人権意識の啓発 ② 児童虐待防止 ③ 障がいのある子どもへの支援 ④ ひとり親家庭への支援
〔目標2〕子どもの健康の確保	① 食育の推進 ② 思春期保健の推進
〔目標3〕子どもが学ぶ環境の充実	① 学校教育の充実
〔目標4〕自立する力の育成	① 生涯学習の充実 ② 次代の親の育成

基本目標 2 親～安心して産み、楽しく子育てできるまちづくり～

子どもを産みたい人が産みやすいよう、また、親が子育てに魅力や喜び、楽しみを感じられるようにするためには、子どもを安心して産み育てられる環境づくりが大切です。

すべての子どもと子育て家庭が誰ひとり取り残されことなく、孤立することのないよう、安全な妊娠・出産のための体制づくり、親子の健康の確保、子育て不安の解消を図るとともに、男女がともに子育てと仕事を両立できる環境づくりを進めます。

目 標	施 策
〔目標5〕親の子育て力の向上	① 家庭の役割への理解
〔目標6〕安全な妊娠・出産・ゆとりある子育ての環境づくり	① 安心して妊娠・出産ができる取組 ② 母子の健康支援
〔目標7〕子育て家庭への支援	① 情報提供・相談体制の充実 ② 交流の場づくり ③ 経済的な支援
〔目標8〕施設・環境の整備	① 施設の整備 ② 環境の整備



基本課題 3

地域～子どもや保護者の笑顔あふれるまちづくり～

子どもは地域の宝であるという認識のもと、子どもの成長を地域の人々が温かなまなざしで見守る社会を目指すことが大切です。

地域とともに活動するなど、子どもと接する機会を増やすことで、子どもと子育て家庭を地域全体で支える取組を進めます。

目 標	施 策
【目標9】地域全体での子育て支援	① 新しい地域社会づくり ② 安全に安心して子育てできる環境づくり

5 計画の推進体制

1. 計画の推進に向けて

本計画の推進は、行政のみで完結するものではなく、さまざまな関係者との連携が必要であり、家庭をはじめ、保育所（園）、認定こども園、学校、地域、その他の関係機関・団体等と協力してここに示した各事業に取り組んでいきます。

2. 情報提供・周知の方法

本町では、子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報や町のホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど住民に対する広報・周知の充実に努めています。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、住民の皆様への周知・啓発に努めます。

3. 計画の評価・検証

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を目的として子ども・子育て会議を招集して検討を行い、その結果については、広報等を通じて公表していくよう努めます。

第3期横芝光町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発 行：横芝光町
編 集：横芝光町 健康こども課
発行年月日：令和7年3月
〒289-1733 千葉県山武郡横芝光町栗山1076
TEL：0479-82-3400（直通）
ホームページ：<http://www.town.yokoshibahikari.chiba.jp/>



横芝光町マスコットキャラクター
よこぴー